

健健発 0318 第 5 号
令和 4 年 3 月 18 日

一般社団法人 全国栄養士養成施設協会 御中

厚生労働省健康局健康課

管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習に係
る柔軟な人数規模による実施について（周知）

標記について、別添のとおり都道府県衛生主管部（局）長、地方厚生（支）局健康
福祉部長宛て通知したので、その内容について御了知いただくとともに、貴下団体会員
等に対する周知をお願いします。

(別添)

3 高専教第 6 号
健健発 0318 第 4 号
令和 4 年 3 月 18 日

各

都道府県衛生主管部 (局) 長 地方厚生 (支) 局健康福祉部長

 殿

文部科学省高等教育局専門教育課長
厚生労働省健康局健康課長
(公 印 省 略)

管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習に係る柔軟な人数規模による実施について (通知)

令和 3 年の地方分権改革に関する提案募集において、管理栄養士養成施設における公衆栄養学臨地実習の実施手法を弾力的に運用できるよう提案があり、別添 1 のとおり「令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針」が、令和 3 年 12 月 21 日に閣議決定されました。

管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習に係る実施手法については、別添 2 の「管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について」(平成 14 年 4 月 1 日付け 14 文科高第 27 号・健発第 0401009 号文部科学省高等教育局長及び厚生労働省健康局長通知) に示されているとおり、実習の教育効果をあげるため、原則として少数グループにより行うこととしておりますが、下記のとおり、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能である旨、通知します。

つきましては、管内の管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 1 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習 (以下「臨地実習及び校外学習」という。) は原則として少数グループによ

り行うこととしているが、その具体的な人数規模については、教育効果に配慮した上で、個々の実習内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であること。

2 1により人数規模を拡大して臨地実習及び校外実習を実施する場合にも、臨地実習及び校外実習は、実践活動の場での課題発見、解決を通じた知識及び技能の習得を目的としていることから、その目的の達成に支障がないような人数規模で行うこと。

3 1により人数規模を拡大して臨地実習及び校外実習を実施する場合にも、引き続き教育効果があがるよう、総合演習等の時間をより一層活用することで、学内において十分に事前及び事後評価を行う体制を整えること。

以上

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（抄）

（ 令和 3 年 12 月 21 日
閣 議 決 定 ）

5 義務付け・枠付けの見直し等

【文部科学省】

(6) 栄養士法（昭 22 法 245）

臨地実習（施行規則別表 4）については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和 3 年度中に通知する。

（関係府省：厚生労働省）

【厚生労働省】

(11) 栄養士法（昭 22 法 245）

臨地実習（施行規則別表 4）については、教育効果に配慮した上で、個々の実習の内容に応じて柔軟な人数規模により実施することが可能であることを明確化し、都道府県に令和 3 年度中に通知する。[再掲]

（関係府省：文部科学省）

○管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について

(平成14年4月1日14文科高第27号、健発第0401009号 文部科学省高等教育局長、厚生労働省健康局長通知)

平成14年4月1日以降、改正後の管理栄養士及び栄養士養成施設の指定の基準に基づく教育課程を適用する学生又は生徒の臨地実習及び校外実習について、養成施設が適切な実習を実施する際の参考として、別紙のとおり実習要領を作成したので、養成施設に対する周知をお願いします。

また、病院、保健所、集団給食施設等に対しても、円滑な実習が行われるようあわせて周知をお願いします。

なお、これに伴い、「栄養士養成施設における校外実習実施基準について」(昭和61年12月26日健医発第1534号)は廃止する。

(別紙)

管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習要領

第1 管理栄養士養成施設における臨地実習要領

1 実習の目的

実践活動の場での課題発見、解決を通して、栄養評価・判定に基づく適切なマネジメントを行うために必要とされる専門的知識及び技術の統合を図り、管理栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。

2 実習の種類及び単位数

「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」で4単位以上とする。
なお、「給食の運営」に係る校外実習の1単位を含むものとする。

3 実習の実施時期

- (1) 臨地実習は、養成期間の後半に行うのを原則とし、三、四学年において行うこと。
- (2) 臨地実習は、前提となる授業を修了した後順次実施するようにすること。

(3) 臨地実習は、実習施設の状況を考慮した上、年間の教育計画にあらかじめ取り入れ、計画的に実施すること。

4 実習施設

臨地実習は、その種類に応じ、次に掲げる施設において実施すること。
なお、実習施設はいずれも管理栄養士が専従する施設であること。

(1) 臨床栄養学

病院、介護老人保健施設等の医療提供施設

(2) 公衆栄養学

保健所、保健センター又はこれに準ずる施設

(3) 給食経営管理論

事業所等の集団給食施設

5 実習の内容

実習目的の達成に資するよう、「臨床栄養学」「公衆栄養学」「給食経営管理論」の各教育内容の目標に則し、かつ専門的な知識及び技術の統合を図ることに留意した実習内容とすること。

6 実習の方法

(1) 臨地実習に当たっては、その教育効果をあげるため、原則として少数グループにより行うこと。

(2) 担当教員は、あらかじめ、実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士と実習内容等について十分協議の上、臨地実習を実施させること。

(3) 臨地実習に当たっては、その教育効果があがるよう、総合演習等学内において十分に事前及び事後評価を行う体制を整えること。

第2 栄養士養成施設における校外実習要領

1 実習の目的

給食業務を行うために必要な給食サービス提供に関し、栄養士として具備すべき知識及び技能を修得させることを目的とする。

2 実習の種類及び単位数

「給食の運営」について1単位以上とする。

3 実習の実施時期

- (1) 校外実習は、養成期間の後半に行うのを原則とすること。例えば、養成施設が二年制の場合は二学年において、四年制の場合は、三、四学年において行うこと。
- (2) 校外実習は、実習の前提となる授業を修了した後順次実施するようにすること。
- (3) 校外実習は、実習施設の状況を考慮した上、年間の教育計画にあらかじめ取り入れ、計画的に実施すること。

4 実習施設

校外実習は、事業所等の集団給食施設において実施すること。なお、実習施設はいずれも管理栄養士又は栄養士が専従する施設であること。

5 実習の内容

「給食の運営」の教育目標に則し、給食業務の概要について理解するとともに、給食計画を含め、給食の実務の実際について理解することに留意した実習内容とすること。

6 実習の方法

- (1) 校外実習に当たっては、その教育効果をあげるため、原則として少数グループにより行うこと。
- (2) 担当教員は、あらかじめ、実習施設の管理責任者及び直接指導に当たる管理栄養士又は栄養士と実習内容等について十分協議の上、校外実習を実施させること。
- (3) 校外実習に当たっては、その教育効果があがるよう、学内において事前及び事後評価を行う体制を整えること。